

浜環政第 53 号
平成 27 年 6 月 18 日

静岡県知事 川勝 平太 様

浜松市長 鈴木 康友



「(仮称) 青谷コース新設事業に係る環境影響評価方法書」
に関する意見について (回答)

平成 27 年 5 月 27 日付環生第 94 号にて照会のありました件について、静岡県環境影響評価条例第 14 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり回答します。



浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

電話 : 053-453-6149 FAX : 053-450-7013

e-mail : kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) 青谷コース新設事業環境影響評価方法書に対する市長意見

1 はじめに

当該事業実施区域は、環境省選定「平成の名水百選」に選ばれた清流である阿多古川の支流上流に位置し、当該事業実施区域を含む一帯は天竜奥三河国定公園に指定された自然豊かな環境であり、周辺にわたって広く連続している丘陵植林地帯の広範囲が希少猛禽類の生息地となっている。また、当該事業実施区域は重要な水資源を持つ地域でもあり、区域内の地下水は飲料水供給施設や農業にも利用されているほか、川遊び・釣り・散策など自然環境の利用も多く、人と自然の触れ合いの活動の場としても重要な役割を果たしている。

環境影響評価を行うにあたっては、このような地域特性を考慮し、適切な調査・予測を行うことが必要である。

2 全般的事項

- (1) 当該事業による環境影響を可能な限り小さくするよう配慮するため、調査によって得られた知見、専門家等からの情報・意見を、環境影響評価に十分に反映させること。
- (2) 追加の調査等の必要が生じた場合は専門家の助言を求め、選定した評価項目・手法を見直し、柔軟に対応すること。
- (3) 選定した環境影響評価の各項目に係る調査及び必要に応じて実施した調査の計画や結果は、調査実施計画書や準備書において詳細に記載すること。
- (4) 工事期間が10年と長期にわたることから、工事の継続による環境影響が懸念されるため、適切な環境保全措置を行うこと。
- (5) 環境影響評価の内容と工事等の実施中及び供用開始後の状況が大きく異なる可能性が想定されるため、事後調査の内容の選定にあたり、状況の変化を踏まえ、必要に応じ評価項目の再検討、追加の調査、予測・評価を行うなど、十分に検討すること。
- (6) 事業計画及び環境影響評価の内容が、地域住民及び周辺施設等に十分に理解されるよう、準備書の縦覧場所、説明会の開催、意見の募集について周知を図ること。
- (7) 近接する環境配慮施設（保育園）への影響が生じないように、工事等の実施中及び供用開始後の環境保全措置の検討にあたっては、施設関係者と十分に調整すること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 水環境

- ・ 当該事業実施区域周辺では、地下水を飲料水として使用している住民がいることから、影響が無いよう地下水の水質の現況把握に努めること。

(2) 動物・植物・生態系

- ・ 当該事業実施区域を詳細に調査した既存資料は少ないため、調査手法・調査時期・調査ルートを選定において、専門家の助言を得るなどして、必要に応じ補足すること。